

# 【R2:先-13】都心回廊を形成する平和大通りの事業形態導入可能性等調査 (実施主体:広島県広島市)

広島市基礎情報(R2.12.31時点)  
 ・人口:1,194,817人  
 ・面積:906.68km<sup>2</sup>

【事業分野:道路、公園、エリアマネジメント】 【対象施設:道路と都市公園の兼用工作物】 【事業手法:Park-PFI】

## 調査のポイント

- ▶平和大通りの緑地部分を都市公園法に基づく都市公園に位置付け、道路と都市公園の兼用工作物として管理することを前提に、Park-PFI制度の活用による公園施設の整備内容、事業手法や管理運営手法等を検討。
- ▶周辺地域のエリアマネジメントなど、Park-PFI事業者が地域の活性化をけん引する手法として、都市公園法第17条の2に基づく「協議会」の活用を検討。

## 事業/施設概要

### 〈平和大通りのにぎわいづくり〉

官民が連携した地域資源を巡る「都心回廊」の拠点に資するにぎわい施設の設置に留まらず、民間事業者が沿道事業者を巻き込み、施設の収益を還元するなどして、平和大通り周辺地域の価値を高めるエリアマネジメント活動を行う一連の事業

### 〈対象範囲〉

平和大通り(鶴見橋(中区)から新己斐橋(西区)まで)のうち、中区内の平和大通り



### 〈現状〉

- ▶道路法などの法的な規制を受けており、都心の一等地にある広大な緑地空間でありながら十分に活用されているとは言えない。
- ▶緑地部分における樹木の繁茂、夜間の照明不足などにより、「暗い・怖い」といったイメージを抱かせるようなところがあり、市民や観光客に馴染みが少ない通りとなっている面もある。
- ▶緑地部分を利用した活動に取り組む担い手は少数に留まっている。

魅力や価値を高める総合的な整備と活用に取り組む担い手づくりが必要

## 目的・これまでの経緯

### 【本調査の目的】

- ▶ Park-PFI制度を活用した平和大通りのにぎわいづくりを進めていく上で、民間事業者が担う役割や利活用に取り組む担い手づくり、更には、良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための活動を行うエリアマネジメントなど、官民が連携した事業形態等の導入可能性を検討

### 【これまでの経緯】

#### 〈位置付け及び社会実験の実施〉

年度	内容
平成29年度	「ひろしま都心活性化プラン」において、平和大通りを、官民連携で新たなにぎわいを生み出す「平和への思いを共有するゾーン」として位置付け
平成28～30年度	平和大通りにおける社会実験の実施により、①事業推進主体の不在、②財源確保の困難性といった課題を把握

#### 〈民間からの提言等〉

年度	内容
平成28年度	「平和大通りの魅力拡充」を提言 (広島商工会議所)
平成29年度	「平和大通りの更なる魅力拡充」を提言 (広島商工会議所)
令和元年度	平和大通り沿道の事業者や商店街、地域団体などによる「平和大通りのにぎわいづくりに向けた検討協議会」を設立
令和2年度	同協議会から「『広島平和回廊』の形成を目指した平和大通りの活用について」を提言

# 【R2:先-13】都心回廊を形成する平和大通りの事業形態導入可能性等調査

(実施主体: 広島県広島市)

## 調査結果① 公園施設整備内容の検討

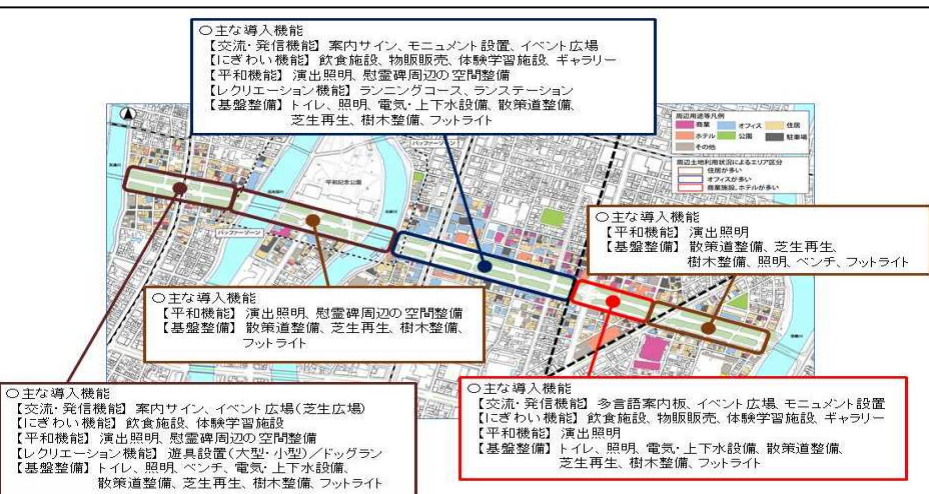
### 【市の意見の聞き取り等の実施】

#### 【聞き取り・アンケート調査】

調査	地域からの聞き取り調査	民間からの意見募集
	平和大通り沿道の町内会や事業者等からの意見(ヒアリング)	個人・団体等からの公募意見(アンケート)
目的	整備ニーズや留意事項の把握	
	事業内容や場所、整備内容等の把握	

#### 【市民等が平和大通りに求める機能と整備内容】

区分	基盤整備	魅力整備			
		交流・発信機能	にぎわい機能	平和機能	レクリエーション機能
求められる機能	利用者の憩いや安心・安全な空間づくりやにぎわいづくりに必要な設備等の利便機能	イベントの実施等を通じて住民と来訪者が交流し、平和大通りの魅力を発信する機能	平和大通りの新たな魅力として、立ち寄りたくなる「回遊の拠点」となる機能	被爆の実相を学び、平和を考え、平和の想いを共有する空間を創出する機能	スポーツなどを通じて、交流の場を創出する活気あふれる機能
求められる整備内容	・樹木の伐採や移植 ・路面や芝生の整備 ・フットライトや照明 ・トイレ ・ベンチやテーブル ・電気・上下水設備 等	・イベント広場 ・モニュメント ・多言語案内板 ・体験学習施設 等	・飲食施設 ・屋外広場 ・子供が遊べる広場 ・ギャラリー 等	・演出照明(慰霊碑等のライトアップ) ・慰霊碑周辺の多言語案内板や芝生整備 等	・ランニングコース ・ドッグラン ・遊具 ・アーバンスポーツ等



### 【公園施設の総合的な整備の検討】

- ▶意見の聞き取り等の結果を踏まえ、平和記念公園を訪れる観光客など、人の流れを呼び込むような通りとなり、市内の回遊拠点となるよう、魅力や価値を高める総合的な整備を検討。
- ▶整備に当たっては、Park-PFI制度の活用を前提に、「平和のシンボルロード」のたたずまいに相応しい新たな整備を検討。
  - ・平和への思いを共有するための貴重な財産として、慰霊碑や供木周辺の整地・舗装やせん定を実施
  - ・園路や広場などの既存施設は、歩きやすく居心地の良い空間となるよう張芝、案内サイン、照明施設等を整備
  - ・持続的ににぎわいを創出するための電気・給排水設備等を備えた交流広場、トイレ等の整備

### 【整備イメージ】



※整備イメージであり、今後、変更する可能性がある

# 【R2:先-13】都心回廊を形成する平和大通りの事業形態導入可能性等調査

(実施主体: 広島県広島市)

## 調査結果② 事業手法等の検討

### 【事業手法の検討】

- ▶ 公募対象公園施設を除く公園施設の整備をPark-PFI制度により特定公園施設として整備することで、Park-PFI事業者による当該整備費の1割以上の負担や、当該整備費の1/2に社会資本整備総合交付金を充当でき、市の財政負担を軽減できることなどから、「①Park-PFI制度」による手法が最も優位である。
- ▶ 公園としての整備区域が広大であることから、平和大通り全体をPark-PFI制度により特定公園施設として整備できない状況を想定し、Park-PFI制度に組み合わせて導入する手法(②Park-PFI制度+DB方式、③Park-PFI制度+単独事業)を検討する。
- ▶ ②及び③について比較検討を行ったところ、②が優位であることから、①の場合が困難である場合に、②による整備が望ましいと考えられる。

区分	① Park-PFI制度	② Park-PFI制度+DB方式	③ Park-PFI制度+単独事業
財政負担	○ 対象範囲全体において、Park-PFI制度上の負担軽減が図れるとともに、国の交付金充当による負担軽減が図れる。	○ ・Park-PFI制度上の財政負担の軽減を図れるが、①よりも市の財政負担が大きい ・DB方式により整備する箇所については、設計・施工を一体的に発注することで、財政負担の軽減が見込まれる	△ Park-PFI制度上の財政負担軽減のみが見込まれる
事業の質	○ ・同一の事業者により一体的な整備を求められることで、統一感のある整備ができる ・事業者にとっては、スケールメリットが生じるため、事業参画しやすい	○ ・同一の事業者により一体的な整備を求められることで、統一感のある整備ができる ・事業者にとっては、スケールメリットが生じるため、事業参画しやすい	△ 別々に発注することで、統一感が欠ける又はPark-PFI事業者のイメージと異なる公園整備となる恐れがある
エリアネ(協議会)	○ 民間事業者のイメージ通りの公園整備が担保できるため、エリアネの事務局運営を公募条件に付しやすい	○ 民間事業者のイメージ通りの公園整備が担保できるため、エリアネの事務局運営を公募条件に付しやすい	△ 民間事業者のイメージ通りの公園整備が担保されないため、エリアネの事務局運営を公募条件に付しにくい

### 【事業実現可能性の検討】

- ▶ 「官民連携型賑わい創出事業(社会資本整備総合交付金)」の事業要件を満たす特定公園施設整備に係る民間事業者の1割以上の負担が、民間事業者の公募対象公園施設からの収益によって事業期間で還元できることから、Park-PFI制度を活用した総合的な整備は可能であると考えられる。

### 【管理運営手法の検討】

- ▶ 総合的な整備において、利用料金を徴収する施設の整備を想定していないことや、イベント等の実施に係る許認可権限を警察が有することなどから、指定管理者制度の導入は有効でなく、市直営による業務委託などの管理手法が考えられる。

## 調査結果③ 協議会の活用検討

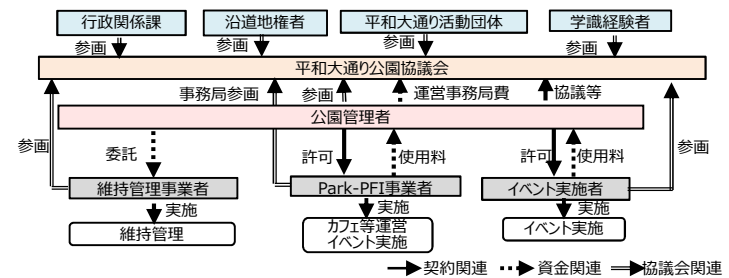
### 【想定されるエリアマネジメントの展開】

- ▶ 平和大通りにおけるエリアマネジメントの展開方法を体制と活動エリア、活動内容に基づき、3つのステップを想定した。

項目	STEP1	STEP2	STEP3
	協議会設立	事業実施	エリア広域連携
体制	都市公園法第17条の2に基づく協議会を設置	法人格を形成するなど、主体的に事業を実施	紙屋町・八丁堀エリアなどの既存団体と広域連携を形成
活動エリア	都市公園	都市公園+沿道	都心全体
活動内容	エリアビジョン策定 イベント実施	公共空間の活用 イベント実施 プロモーション活動	都心の広域連携による回遊の促進 都心全体の方向性の検討

### 【想定される協議会のスキーム】

- ▶ 協議会事務局の運営をPark-PFIの公募要件の1つとすることが考えられ、協議会事務局の運営費は、Park-PFI事業者の収益施設に係る土地使用料の一部の還元を想定した。
- ▶ エリアマネジメントについては、協議会の活動範囲を拡大していくことを見据えて、Park-PFI事業者の提案の評価項目として、事務局体制や関係者との連携方法を想定した。



## 事業化に向けた今後の展望

R3年度

調査結果などを踏まえた  
公募条件等の検討(アドバイザー業務)

R4年度

・公募設置等指針の公表  
・事業者公募

R5年度

・事業者選定  
・契約締結

R6年度～

・施設整備  
・利活用の担い手づくり

### ○想定される課題

周辺のエリアマネジメントを含む民間事業者が担う役割や利活用に取り組む担い手の掘り起こし、財源の確保

### ○事業化に向けて

Park-PFI制度の活用に加え、平和大通りが現状「道路」であることから、道路内への収益施設の設置が可能な「歩行者利便増進道路制度」の活用も検討